

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年11月19日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. R1年10月1日付〇〇市法定外公共物占用等の協議書及び添付書全部 2. H16年度の国営附帯（〇〇地区）パイプラインに関する工事図面及び座標軸値とR1. 8月に再確認した資料全部 農林水産部〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年12月3日、実施機関は、本件請求に対し、①令和元年10月1日付け「〇〇市法定外公共物占用等協議書」の添付書類のうちの「7 利害関係人の同意」（以下「本件公文書」という。）、②法定外公共物占用等協議（R1. 10. 1付協議書に対する回答）、③「H16国営附帯〇〇管水路〇〇工事出来高設計書」の出来形平面図、出来形線形図及び④令和元年9月3日付け業務報告書を特定し、このうちの①について、本件公文書中申請人の住所、氏名及び印影が、個人の氏名その他の記述等により特定の個人が識別されるものであり、条例第8条第1号に掲げる非公開情報に該当するとして、当該情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年12月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年3月14日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき書類の中で、県営土地改良事業施行認可申請書の中で、

代表者等の名前理事・水利員は公開すべきである。又、〇〇第25589号では水利員の名、〇〇は公開しているので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、県が保有する「令和元年10月1日付け「〇〇市法定外公共物占用等協議書」」と推察される。

この協議書の添付書類のうち、「7 利害関係人の同意」について、特定の個人を識別することができる住所、氏名及び印影部分を非公開とし、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年3月14日	諮問
令和7年2月17日 第1部会（第20回）	審議
同年 3月18日 第1部会（第21回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、本件公文書と特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分の公開を求めているものと解される。

以上を前提にすれば、本件請求に係る公文書についての実施機関と審査請求人の認識は一致しており、公文書の特定について争いがなく、実施機関による本件公文書の特定を不合理とする事情も認められないことから、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分が条例の非公開情報に該当するかを以下検討することとする。

2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公

開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報としている。これは、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを定めたものといえることができる。

(1) 特定の個人を識別することができる情報（(2)を除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

(2) 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

(1)以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別され得るとはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

3 審査請求人が公開すべきと主張する部分の条例第8条第1号の該当性について

審査請求人は、本件公文書について、実施機関が非公開とした部分を公開すべきと主張していることから、当該非公開とした部分が、条例第8条第1号に掲げる非公開情報に該当するかを以下検討する。

社会通念上、氏名、住所及び印影はそれだけで特定の個人を識別することができる情報であるから、本件公文書に記録されたこれらの情報は、条例第8条第1号に該当する。

審査請求人は、本件公文書に記録された利害関係人には、徳島県職員及び土地改良区の理事が含まれており、これらの者の情報は条例第8条第1号ただし書に該当する旨主張していると解される。

たしかに、徳島県職員の職氏名は職務遂行情報として条例第8条第1号ハに該当し、土地改良区の理事の職氏名は土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定による公告事項であるため条例第8条第1号イに該当する。

しかし、本件公文書に県営土地改良事業施行認可申請について申請人として記録された者は、いずれも徳島県職員としての職務又は法令の規定により職氏名及び住所が公にされた土地改良区の理事としての職務に基づかず、個人として申請したものであるから、申請人の中に徳島県職員又は土地改良区の理事が含まれていたとしても、これらの者に関する情報は、条例第8条第1号イ又はハには該当しないものであり、この点に関する審査請求人の主張は、採用することができない。

したがって、本件公文書のうち、申請人の住所、氏名及び印影を非公開としたことについての実施機関の説明に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	